

○公立大学法人大阪における個人情報の取扱及び管理に関する規程

平成31年4月1日

規程第13号

(目的)

第1条 この規程は、大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、公立大学法人大阪（以下「法人」という。）における個人情報の取扱いについて必要な事項を定め、個人情報取扱事務の適正な執行を図ることを目的とする。

2 条例の適用にあたっては、学術研究に供する目的で取り扱う個人情報については、学問の自由の趣旨を尊重しつつ、適切な取扱いに努めるものとする。

(定義)

第2条 この規程の用語は、次に定めるもののほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、条例及び大阪府個人情報保護条例施行規則（平成8年大阪府規則第83号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

2 部局等 別表1に掲げるものをいう。

3 教職員等 法人の役員、教職員及び非常勤職員等法人に勤務する者を言う。

4 個人情報 条例第2条第1項第1号に規定する個人情報をいう。

5 要配慮個人情報 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第2条に規定する要配慮個人情報をいう。

6 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(医学部附属病院に関する特例)

第3条 医学部附属病院が業務上取得又は作成した患者（死亡した者を含む。以下同じ。）、患者関係者その他の利用者等の個人情報については、別に定める。

(管理体制等)

第4条 法人における個人情報取扱事務の適正な執行を図るため、個人情報保護総括者（以下「総括者」という。）を置き、総務を担当する理事をもって充てる。

2 総括者は、法人における個人情報の適正な管理を総括する。

3 部局等における個人情報保護の適正な執行を図るため、部局等に個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）を置き、部局等の長の職にある者をもって充てる。

4 管理者の事務を補助するため、部局等に個人情報取扱事務主任者（以下「主任者」とい

う。)を置き、管理者が指定する教職員等をもって充てる。

5 前各項の規定により管理者及び主任者を置いた場合は、管理者より総括者へ報告する。

6 法人における個人情報保護の適正な執行を監査するため、法人に個人情報保護監査責任者(以下「情報監査責任者」という。)を置き、理事長が指名する監事をもって充てる。
(教職員等の責務)

第5条 個人情報を取り扱う教職員等(以下「担当教職員」という。)は、法令、条例、規則、法人規程等及び総括者、管理者、主任者その他上司の指示により、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 担当教職員又は担当教職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(取扱区域)

第6条 管理者は、個人情報を取り扱う事務を実施する区域を明確にするなど物理的安全管理措置を講ずる。

(個人情報の取扱いにおける条例等の確認等)

第7条 部局等において、新たに個人情報の収集、利用及び提供の事務を伴う業務(以下「個人情報取扱事務」という。)を行おうとするときは、当該担当教職員及び主任者は、個人情報の取扱いが番号法や条例に適合することを確認しなければならない。個人情報取扱事務における個人情報の取扱いを変更しようとするときも同様とする。

2 主任者は、前項の場合において個人情報の取扱いに疑義ある場合は、管理者と協議しなければならない。

3 前項の協議を受けた管理者は、個人情報取扱事務における個人情報の取扱いが番号法や条例の定める内容に適合しているかを確認しなければならない。管理者は、個人情報の取扱いに疑義ある場合は、総括者と協議しなければならない。

4 前項の協議を受けた総括者は、個人情報取扱事務における個人情報の取扱いが番号法や条例の定める内容に適合しているかを確認しなければならない。総括者は、個人情報の取扱いに疑義ある場合は、理事長へ報告しなければならない。

(個人情報取扱事務等の明確化等)

第8条 管理者は、個人情報取扱事務を行うに当たっては、個人情報取扱事務の範囲、当該事務において取り扱う個人情報の範囲、当該事務の担当教職員を明確にしておかなければならない。なお、担当教職員の数、当該個人情報取扱事務の実施に当たり必要最小限とする。

2 個人情報を複数の部局等において取り扱う場合は、当該個人情報を取り扱う部局等の管理者間において、その分担及び責任の明確化を図る。

(個人情報取扱事務登録簿)

第9条 部局等において、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、条例第6条及び大阪府個人情報取扱事務登録簿作成要領第6の規定による個人情報取扱事務登録簿を作成し、管理者を通じ総括者に届けなければならない。総括者は、登録簿を登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 部局等において、登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく総括者に届け、当該個人情報取扱事務に係る登録を登録簿から抹消しなければならない。

3 登録簿の登録及び変更については、大阪府における個人情報取扱事務登録簿作成要領の規定の例による。

(特定個人情報保護評価等)

第10条 部局等において、番号法の規定により特定個人情報保護評価が義務付けられる事務を行う場合は、大阪府特定個人情報保護評価諮問手続等実施要領等の規定の例により当該評価を実施する。

(収集の制限)

第11条 担当教職員は、個人情報を収集するときは、法人の業務（公立大学法人大阪定款第23条に定める業務を言う。）を遂行する目的のため必要な場合に限り、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を具体的に明らかにし、当該目的の達成のために必要な範囲内で収集しなければならない。

2 担当教職員は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 担当教職員は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令又は条例の規定に基づくとき。

(3) 国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及びその他の公共団体から提供を受けるとき。

(4) 出版、報道等により公にされているものから収集することが正当であると認められるとき。

(5) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、本人から収集することにより、個人情報取扱事務事業の目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外の物から収集することに相当の理由があると認められるとき。

4 担当教職員は、本人から直接当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、当該個人情報を取り扱う目的を具体的に明示するよう努めなければならない。

5 担当教職員は、要配慮個人情報（番号法第20条の規定により収集してはならない特定個人情報を除く。）を収集してはならない。ただし、法令若しくは条例の規定に基づくとき、又は個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと法人が認めるときは、この限りでない。

6 前各項の規定にかかわらず、担当教職員は、番号法及び条例に基づき法人による収集が認められた場合を除き特定個人情報を収集してはならない。また、特定個人情報の収集に際しては、番号法、条例及び本規程をはじめとする法人規程等を遵守しなければならない。

（特定個人情報の利用の制限）

第12条 法人は、番号法第19条各号に該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

（適正管理）

第13条 担当教職員は、個人情報取扱事務において収集した個人情報の適切な管理を行うため、個人情報が記録された、公立大学法人大阪公文書管理規程第2条第1項第1号の規定による公文書（以下「公文書」という。）を、管理者が定めた原則施錠可能な保管庫等で保管しなければならない。

2 管理者は、前項の保管庫等について、担当教職員等のみが立ち入ることのできる区域に設置する。

3 担当教職員は、特定個人情報及び要配慮個人情報が記録された公文書については、当該保管庫等に施錠して保管することや電磁的記録媒体に記録する場合には暗号化するなど、より厳重に保管しなければならない。

4 管理者は、保有する個人情報について、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

5 担当教職員は、個人情報の送付、送信、複製、持出し等を行う場合にあつては、管理者の指示に従い、適正に行う。なお、特定個人情報を法人外へ送信する場合は、番号法第19条の規定に基づくものであることを確認しなければならない。

6 管理者は、部局等における個人情報取扱事務に応じて、具体的な個人情報の取扱方法を

整備し、また、個人情報の利用及び保管等の取扱状況を記録する。

(利用及び提供の制限)

第14条 法人は、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報を法人内において利用し、又は法人以外のものに提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、法人は、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報を法人内において利用し、又は法人以外のものに提供することができる。ただし、個人情報を当該目的以外に法人内において利用し、又は法人以外のものに提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(2) 法令又は条例の規定に基づくとき。

(3) 出版、報道等により公にされているものを利用し、又は提供することが正当であると認められるとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供するとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、公益上の必要その他相当な理由があると法人が認めるとき。

3 総括者は、法人以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

4 担当教職員は、法人以外のものに対して、通信回線により結合された電子計算機（法人の保有する個人情報を法人以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。）を用いて個人情報の提供をしてはならない。ただし、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと法人が認める場合は、この限りでない。

(特定個人情報の利用の制限)

第15条 担当教職員は、個人情報取扱事務の目的以外に特定個人情報を法人内において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、法人は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外に特定個人情報（情報提供等の記録を除く。）を法人内において

て利用することができる。ただし、特定個人情報を当該目的以外に法人内において利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(廃棄)

第16条 担当教職員は、保有する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的価値を有する資料として保存されるものについては、この限りでない。

2 個人情報又は個人情報が記録されている媒体が不要となった場合には、所定の手続きに則り、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。なお、個人情報を含むデータ（電子計算機若しくは情報システムを利用して作成され、若しくは記録され、又は情報通信ネットワークを利用して処理される情報をいう。）の廃棄は、本条に定めるもののほか、公立大学法人大阪情報セキュリティの基本方針及び同方針に基づく関連諸規程の定めるところによる。

(点検及び監査)

第17条 管理者は、部局等が保有する個人情報が記録されている媒体、処理経路、保管方法等について定期的に又は随時に（特定個人情報を取り扱う事務にあつては定期的に及び必要に応じ随時に）点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括者に報告する。

2 情報監査責任者は、部局等が保有する個人情報の管理の状況について、定期的に又は随時に（特定個人情報を取り扱う事務にあつては定期的に及び必要に応じ随時に）監査を行い、その結果を総括者に報告する。

3 総括者は、第1項の点検及び前項の監査の結果等を踏まえ、必要があると認めるときは、個人情報の取扱いについて必要な見直し等の措置を講じる。

(情報システムにおける安全の確保等)

第18条 電子計算機又は情報通信ネットワーク（以下「情報システム」という。）を利用して個人情報を取り扱う場合においては、公立大学法人大阪情報セキュリティの基本方針及び同方針に基づく関連諸規程の規定に基づき、情報システムの安全の確保等の措置を講じる。

(研修の実施)

第19条 総括者は、部局等に対し、個人情報の適正な取扱いのために必要な教育研修を実施する。

2 管理者及び主任者は、担当教職員等に対し、個人情報の適正な取扱いのために必要な研

修を実施する。

(委託に伴う措置等)

第20条 個人情報取扱事務を法人以外のものに委託する場合は、委託先に対して必要かつ適切な監督を行う。

- 2 個人情報取扱事務を派遣労働者によって行わせる場合は、管理者は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項が明記されるよう必要な措置を講じるものとする。

(情報漏えい等への対応)

第21条 担当教職員は、情報漏えい等の事案の発生若しくは兆候を把握した場合、又は、個人情報に関する法令、条例、規則、法人規程等に違反している事実若しくは兆候を把握した場合は、直ちに管理者及び主任者に報告する。

- 2 前項の規定により報告を受けた管理者及び主任者は、直ちに、総括者に報告するとともに、被害の拡大防止又は復旧、情報漏えい等の対象となった本人への対応等のための必要な措置を講じ、また、情報漏えい等に係る事実関係の調査、原因の分析、影響範囲の特定並びに再発防止策の策定及び実施（以下「事実関係の調査等」という。）を行う。
- 3 第2項の規定により報告を受けた総括者は特に重大と認める事案が発生した場合には、速やかに情報漏えい等に係る内容等に関して理事長へ報告する。
- 4 管理者は、漏えい等の事案の内容、影響等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止の観点から、速やかに、情報漏えい等に係る事実関係、再発防止策等について公表を行う。
- 5 個人情報取扱事務を委託する事業者において情報漏えい等が発生した場合は、第1項から前項までの取扱いに準じて適切に対応するとともに、当該事業者に対して、個人情報の適正管理に関しての指導を行い、また、事実関係、再発防止策等が記載された報告書の提出を求める。

(縦覧、開示、訂正及び利用停止手続き等)

第22条 条例が定める縦覧、個人情報の開示、訂正及び利用停止（以下「開示等」という。）

に係る手続き並びに開示等にかかる費用その他条例の施行については規則の例による。

- 2 開示等の手続きにかかる事務は、事務局総務部総務課において行う。

(継続的改善)

第23条 当該規程は、継続的に見直し、その改善に努める。

(苦情の処理)

第24条 法人は、現に保有している個人情報の取扱いについて苦情の申し出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

(委任)

第25条 この規程に定めるもののほか、法人における条例あるいは規則の実施に関する必要な事項は、総括者が定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する

別表1 (第2条関係)

- (1) 現代システム科学研究科・現代システム科学域
- (2) 文学研究科・文学部
- (3) 法学研究科・法学部
- (4) 経営学研究科・商学部
- (5) 経済学研究科・経済学部
- (6) 都市経営研究科
- (7) 情報学研究科
- (8) 理学研究科・理学部
- (9) 工学研究科・工学部
- (10) 農学研究科・農学部
- (11) 獣医学研究科・獣医学部
- (12) 医学研究科・医学部
- (13) リハビリテーション学研究科
- (14) 看護学研究科・看護学部
- (15) 生活科学研究科・生活科学部
- (16) 国際基幹教育機構長
- (17) 研究推進機構
- (18) 図書館機構
- (19) 監査室

- (20) 事務局総務部
- (21) 事務局企画部
- (22) 事務局学務部
- (23) 事務局学術研究支援部
- (24) 事務局高専事務部
- (25) 医学部・附属病院事務局